

令和5年度（2023年度）北海道医療勤務環境改善支援センター運営方針（案）

【北海道医療勤務環境改善支援センターの目的】

医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保を図るため、医療機関自らが勤務環境の改善を進め、離職防止・定着の対策を講ずることができるよう、医療機関の自主的な取組に対して支援を行う。

【現状・課題等】

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制（原則960時間）が施行されることから、各医療機関における医師の労働時間の短縮などの取組を促進していく必要がある。

- 各医療機関は医師の労働時間の適正管理や36協定の点検、タスクシフティング、宿日直許可の取得など、働き方改革の取組を一層進める必要があること。
- 特定労務管理対象機関の指定（960時間超）を受ける医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）による第三者評価を受けるため、労働時間短縮計画（案）（以下「時短計画（案）」という。）の策定が求められており、これらの医療機関の取組を支援する必要があること。
- 医師の勤務環境改善のために、必要に応じて宿日直許可の申請を行う医療機関もあることから、その医療機関の申請手続等を支援する必要があること。

【運営方針】

| 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 道内の医療機関において、業務改善や経営改善の視点を踏まえつつ、勤務環境改善に向けた取組を進められるよう支援を行い、経営の安定化や医師をはじめとする医療人材の定着・確保をサポートする。 医師の時間外労働の上限規制に関し、労働時間短縮計画（案）の策定、評価センターによる評価、B・連携B・C水準の指定準備等の各段階に応じて、勤改センターがきめ細かく関わり、2024年4月の施行に向けて、医療機関の状況に応じた必要な支援を行う。 2024年4月に向けて医師の働き方改革に関する各医療機関の取組が加速するよう、医療勤務環境改善支援センターの活用について一層の周知を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 道内の医療機関において、業務改善や経営改善の視点を踏まえつつ、勤務環境改善に向けた取組を進められるよう支援を行い経営の安定化や医師をはじめとする医療人材の定着・確保をサポートする。 令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制の施行に向け、医療機関の時短計画(案)の策定、宿日直許可の取得、評価センターによる特定労務管理対象機関の指定準備等に関して、それぞれの医療機関の状況に応じた専門的、かつきめ細かな支援を行う。 医師の時間外労働の上限規制の施行に向けた各医療機関の取組が加速するよう、北海道医療勤務環境改善支援センターの活用について一層の周知を図る。 |

【令和5年度の主な取組】

- 自主的・自立的に勤務環境改善に取り組む医療機関への支援
 - 北海道、労働局、医師会、看護協会、北海道医療勤務環境改善支援センター（アドバイザー）間での実務者連絡会議等による情報共有
 - 医療機関への個別支援、ヒアリング調査（留置調査等）
 - モデル医療機関の選定・支援
 - 医療機関における勤務環境改善の取組の情報収集に努めるとともに、先進事例を紹介
 - 各関係団体との連携

【重点項目】

- 医師の時間外労働の上限規制に対応した支援
 - 特定労務管理対象機関指定申請予定の医療機関に対し、時短計画(案)の策定等への支援
 - 宿日直許可の取得が必要な医療機関への支援(宿日直許可取得事例の情報提供、関係機関との調整・対応等)
 - 評価センターにおける評価にあたっての事前相談や評価後の改善への支援
 - 医師の時間外労働上限規制、時短計画等の制度内容について、研修会・セミナーの開催などによる各医療機関への周知